

第8号様式（第27条関係）

大磯町監査公表第15号

監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を実施し、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を決定したので次のとおり公表する。

平成25年3月22日

大磯町監査委員	仲川 元秋
同	三澤 龍夫

監査結果報告書

1. 監査の種類

定期監査

2. 監査年月日

平成 25 年 3 月 11 日（月）

3. 監査対象の課等

町民福祉部福祉課

4. 監査の期間、範囲、事務

①平成 24 年度に係る事業の執行及び財務に関する事務の執行について

②監査重点事項は、平成 24 年度大磯町監査方針による

③その他

5. 所掌事務の概要

福祉施策の企画・調整、障害者等に関する事務、人権啓発等に関する事務、ふれあい会館、福祉センター、障害福祉センター、老人福祉センター等施設の運営維持管理に関する事務、高齢者の保健福祉、介護保険事業の運営に関する事務、町営住宅に関する事務等を行っている。

6. 監査結果概要

平成 24 年度に係る事業及び財務に関する事務の執行について監査した結果、全般的におおむね適正に処理されているものと認められた。

ただし、物品管理については、台帳の整理、物品の保管状況等一部改善すべき点があったので、その措置状況についての報告を別途依頼する。

[意見]

介護保険事業においては、今後も介護サービスの対象者が増えることは避けられないので、健康増進の取組みをより推進し、介護予防施策の充実に努められたい。

現在取り組んでいる障がい者の医療費助成制度の改正は、町民の理解を得られるよう様々な要素を分析、精査し、慎重に推進されたい。